

2021年11月22日

各位

## 遺贈寄付に関する愛媛県との協定締結について

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）、株式会社愛媛銀行および三井住友信託銀行株式会社は、愛媛県との間で、お客さまの遺産を愛媛県に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意に応えるため、愛媛県と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を愛媛県に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺言代用信託を活用すれば、銀行にお預けいただいた信託財産を老後資金として活用しつつ、ご相続が発生したときはその全部または一部を愛媛県に寄付することが可能となります。

当行は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、豊かな人生の実現をサポートしてまいります。

記

### ○導入日

2021年11月29日（月）

### ○締結式

日 時 2021年11月29日（月） 10:30 ～ 11:00

場 所 愛媛県庁本館 4階 正庁

出席者 愛媛県 知事 中村 時広  
伊予銀行 頭取 三好 賢治  
愛媛銀行 頭取 西川 義教  
三井住友信託銀行 常務 高橋 宣久

### ○相続関連商品・サービス（当行取扱商品）

名 称	商品・サービスの概要
遺言代用信託 （まごころレター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまが当行に金銭を信託財産として預け、それを誰に遺すかを決めておくことができる商品です。</li> <li>・お客さまが信託財産の全部または一部を愛媛県に遺す旨の意思を表示しておくことで、ご相続発生後に当行が信託財産を愛媛県にお渡しします。</li> </ul>
遺言コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行がお客さまの遺言書作成をお手伝いするサービスです。</li> <li>・遺言書の中で、愛媛県を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛県に遺産が寄付されます。</li> </ul>
遺言信託 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。</li> <li>・遺言書の中で、愛媛県を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛県に遺産が寄付されます。</li> </ul>

※三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として取扱い（媒介）いたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行 法人コンサルティング部（担当:殿河内） TEL (089) 907-1062

# 愛媛県へ遺産の寄付をお考えの皆さまへ

愛媛県では、「自分がなくなった後、愛媛県のために財産を寄付したい」という、県民の方からのお声を頂戴するようになりました。

そういったご厚意を県政に役立たせていただくため、下記金融機関と、円滑な遺産の寄付を可能とする協定を締結致しました。

遺産の寄付についてご検討いただく際には、県と各金融機関が連携したご案内が可能となりましたので、是非、ご相談ください。

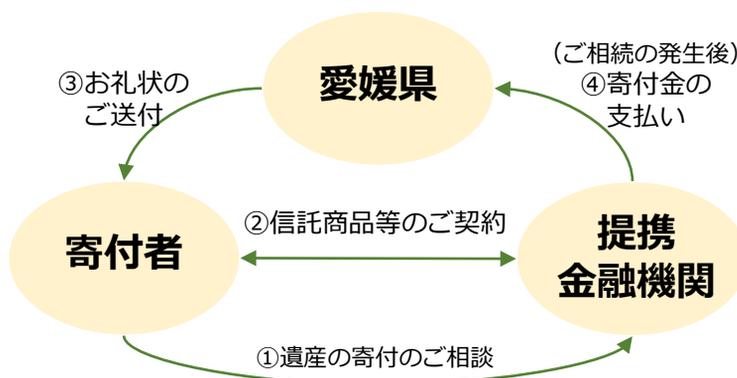
※ 各金融機関にて、遺産の寄付のお申し込みをいただいた場合には、愛媛県よりお礼状を送付させていただきます。

## 提携を利用した遺産の寄付について

遺産を寄付したいとのご相談を受けた提携金融機関は、そのための信託商品等を提供いたします。

ご相続が発生したときは、提携金融機関等がお客さまの遺産を愛媛県に寄付するための手続きを行います。

(注) 提携金融機関の商品・サービスの利用には所定の手数料がかかります。詳しくは、下記に記載の提携金融機関までお問い合わせください。



## 提携金融機関とご利用いただけるサービスのご案内

### 伊予銀行

- ・ 遺言代用信託 (※1)
- ・ 遺言コンサルティング
- ・ 遺言信託 (※2)

### 愛媛銀行

- ・ 遺言代用信託
- ・ 遺言信託 (※2)

### 三井住友信託銀行

- ・ 遺言信託

(※1) 「(生前引出し機能付き遺言代用信託)まごころレター」を指します。

(※2) 伊予銀行と愛媛銀行は三井住友信託銀行の信託代理店として取扱い(媒介)致します。

・ 商品、サービスの内容に関しては、以下に記載の各金融機関までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

愛媛県	089-912-2151 (総務管理課)
伊予銀行	089-907-1062 (法人コンサルティング部) / またはお取引店
愛媛銀行	089-933-8371 (お客様サービス部) / またはお取引店
三井住友信託銀行	089-932-2213 (松山支店)